

内部研修用資料

# インサイダー取引って何ですか？

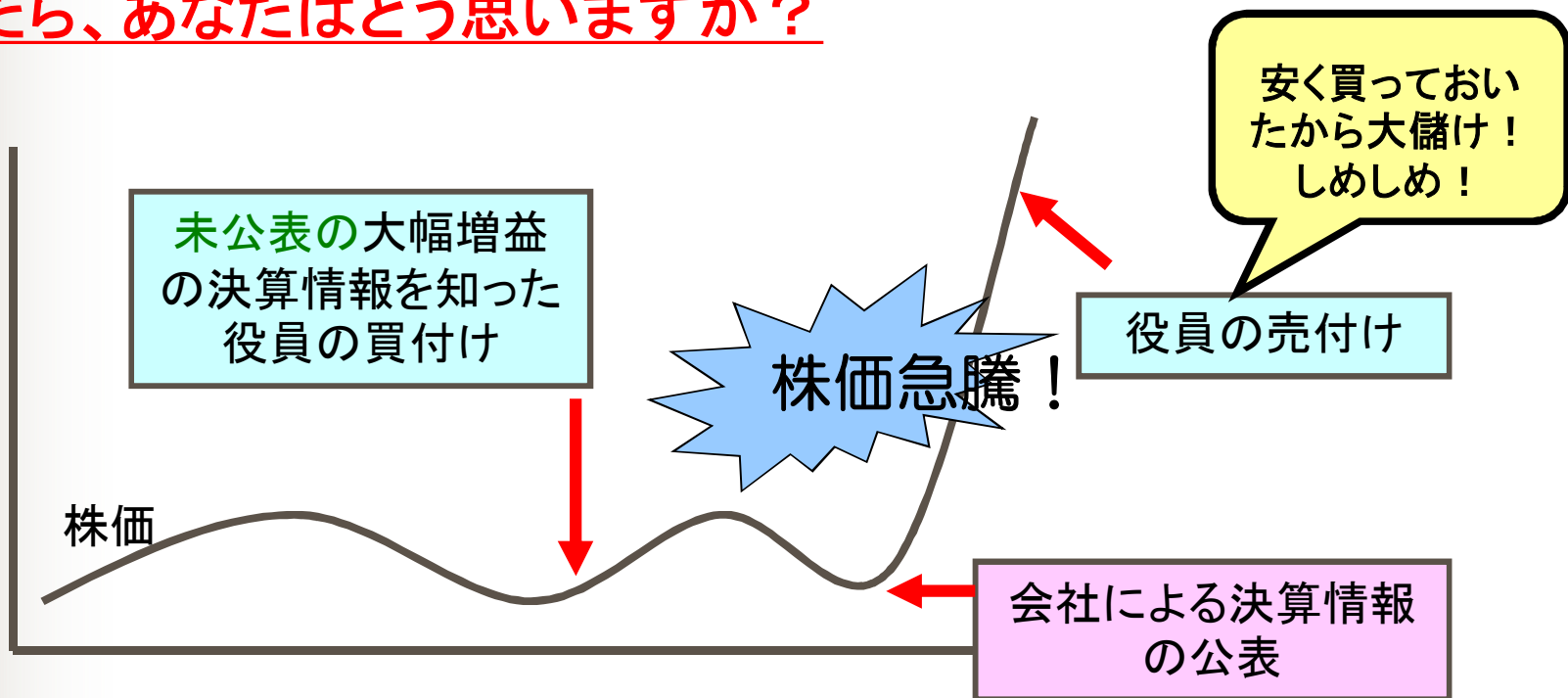
提供：日本取引所自主規制法人

COMLEC



本資料は、作成時のインサイダー取引規制についての周知を目的とするものであり、法令上の解釈を示すものではありません。  
Copyright © 2014 Japan Exchange Regulation. All rights reserved

Q1.「この大幅増益の決算情報が公表されれば、株価は上がるから、一般の投資家が知る前の株価が安いうちに買って、公表後株価が上がったら売却して儲けよう！」と考える役員が取引をしたら、あなたはどのように思いますか？



インサイダー取引は一般の投資家が知り得ない情報を利用したずるい取引です!

## Q2.インサイダー取引をしたらどうなるの？

**犯罪行為として刑事罰の対象となります！**

- 5年以下の懲役、500万円以下の罰金
- 「財産」の没収（没収できないときはその価額を追徴）  
買付代金200万円→（株価急騰）→売付代金300万円  
利益は100万円だが、追徴されるのは300万円！

**または、法令違反行為として課徴金の対象です！**

（金融庁の行政処分）

- 課徴金（利益相当額を納付）

利益相当額＝公表後2週間内の最高値（最安値）と実際の買付（売付）価額の差額を国に納付します。

**さらに社内処分、そして勤務先の信用失墜等が想定されます！**

### Q3.株の売買をするときには何に気をつけたらいいの？

- 売買する株はあなたが**インサイダー情報**を知っている上場会社の株ですか？
- 株の売買に関する当社の社内ルールを確認しましたか？

実行しようとしている株の売買がインサイダー取引にあたるかどうかや社内ルールについて少しでも疑問がある場合には、担当部署にご相談ください。

## Q4.インサイダー情報ってどんな情報？

株価に大きな影響を与えると予想される情報です。

たとえば、

- 株式の発行
- 株式分割
- 合併
- 業務上の提携
- 災害による損害
- 新製品の開発
- 経営破たん
- 公開買付け(TOB)
- 業績予想・配当予想の大幅な修正
- 巨額の架空売上
- 製品の検査数値改ざん

etc

ここに掲げた情報はほんの一部ですが、このようなインサイダー情報を知った場合には、公表前に売買することはできません。

## Q5.情報を漏らすこともインサイダー取引ですか？

インサイダー情報を漏らした側は罪には問われませんが・・・

- 夕食のときに、つい家族に会社の合併の話をしてしまった。
- 取引先との会合で、つい自社の業績が大幅に悪化していることを漏らしてしまった。

→家族や取引先の担当者が出来心からあなたの話をもとにインサイダー取引をしてしまったら？

身近な人にインサイダー取引を行わせるきっかけをつくることになりかねません。

また、勤務先では社員の**情報漏えい**として情報管理体制の不備が問われます。

## (続き) 意図的に情報を伝えても問題ないの？

意図的にインサイダー取引を誘発するような場合には違法になります！

例えば・・・

- 後日公表予定の大幅な業績予想の上方修正を知ったとき  
→公表されたときの株価上昇により儲けさせるために、情報を伝えた場合
- 大口の取引先が倒産して大幅な減益となることを知ったとき  
→株価下落で友人の持株の価値が目減りしないよう、公表前に売り抜けさせるために、情報を伝えた場合

内部情報を伝えなくても、同様の目的で取引を推奨することも違法です！

**業務上必要のない情報伝達は絶対に避けるようにしましょう！**

## Q6.こんなケースもインサイダー取引ですか？（よくある勘違い）

- 買っただけで、公表後に売っていない
- 売買の結果、結局利益がほとんどでなかった（損をした）
- 1株（最小単位）しか売買していない

未公表のインサイダー情報を知っていた場合は、いずれの取引もインサイダー取引です。疑問のあるときは、ご自身で判断せず担当部署へ相談してください。

市場での取引は当局・証券取引所が監視しており、取引データも残るため、**すべて把握可能です！**





御社の社内ルールについてお書きください。

以上